

船橋市国民健康保険条例の一部を 改正する条例案について

令和5年2月8日
国保年金課

議題 1 船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

3 特例対象被保険者等に係る届出の規定の整備について

(船橋市国民健康保険条例第 28 条の 3 第 2 項)【条例改正】

① 改正趣旨

会社の倒産や会社都合による退職など、非自発的失業者の保険料の軽減申請の届出について、雇用保険法施行規則の改正に基づき、事務手続きが一部変更になりました。当該内容について、国から条例の改正例が示されたことを受け、規定の整備を行います。

※「国保のてびき」22、23 ページ参照

② 改正内容

非自発的失業者が保険料の軽減制度を申請するにあたり、市が要件を確認するため、被保険者に提示を求めるものとして「雇用保険受給資格通知」を追加します。

軽減申請時提示を求める書類	(改正前)	雇用保険受給資格者証
	(改正後)	雇用保険受給資格者証、 <u>雇用保険受給資格通知</u>

③ 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日